

鑑識鑑定官指定制度の運用要綱の制定について（例規通達）

平成22年4月12日

例規第17号

公判に耐えうるち密な鑑定業務の推進を図るために、必要な事項を定めたもの。

主な内容として

- 鑑識鑑定官の種別及び名称
- 鑑識鑑定官の選考及び指定
- 鑑識鑑定官の任務
- 鑑識課長の責務

等からなっている。